

京都市特別土地保有税の減免に関する要綱

平 5・2・26 制定
平 13・4・19 改正
平 20・11・28 改正
平 29・7・12 改正
令 4・6・28 改正

(特別土地保有税の減免)

第1条 京都市市税条例（以下「条例」という。）第142条の規定により特別土地保有税を減免するときは、この要綱の規定に基づき行うものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 所有者又は取得者をいう。
- (2) 建物 屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物をいう。
- (3) 構築物 塔、軌道、ドック、貯水池、坑道その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。
- (4) 建物等 建物又は構築物をいう。
- (5) 震災等 震災、風水害、火災（所有者等の故意によるものは除く。）その他これらに類する災害をいう。
- (6) 公共法人等 国、地方公共団体、地方税法（以下「法」という。）第602条第1項第1号ハに規定する法人又は次のアからウまでに規定する法人をいう。
 - ア 法人税法別表第1に掲げる法人（法第602条第1項第1号イ及びハに規定するものを除く。）
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人のうち国又は地方公共団体がその拠出をされた金額の2分の1以上を拠出しているもの
 - ウ ア及びイ以外の法人のうち国又は地方公共団体がその出資金額又は拠出をされた金額の4分の1以上を出資し、又は拠出しているもので、専ら京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）に基づく事業を行っている」と市長が認めるもの
- (7) 基準日 土地に対して課する特別土地保有税にあっては1月1日、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては1月1日又は7月1日（これらの日前に土地が他の者に譲渡されている場合は当該譲渡の日）をいう。
- (8) 申告期限 法第599条第1項及び条例第137条第1項の規定により申告書を提出しなければならないとされる日をいう。

(天災その他特別の事情等)

第3条 条例第142条に規定する天災その他特別の事情とは、次の各号の一に該当するものを行い、市長は当該各号に掲げる特別土地保有税について減免するものとする。

- (1) 震災等により土地又は建物等が滅失し、又は使用できなくなった場合
当該震災等により土地又は建物等が滅失した日又は使用できなくなった日から、滅失した建物等の再建に係る工事が完了した日その他の当該事情のなくなった日までに基準日又は申告期限が到来する特別土地保有税の税額の全部

(2) 土地が京都市市税条例施行細則第4条の5各号（同条第4号、第8号及び第11号を除く。）に掲げる用途に供された場合（土地を有料で借り受けた者がこれらの用途に供する場合を含む。）

当該用途に供されることが明らかであることを市長が確認した日以後に基準日又は申告期限が到来する特別土地保有税の税額の全部

(3) 土地の所有者等が、公共法人等（第2条第6号アからウまでに規定するものに限る。以下この号において同じ。）からの求めに応じて当該公共法人等に対して、当該公共法人等の業務を行うために直接必要であると認められる土地を譲渡した場合

当該譲渡を行うことが明らかであることを市長が確認した日以後に基準日又は申告期限が到来する特別土地保有税の税額の全部

(4) 土地の所有者等が、公共法人等からの求めに応じて当該公共法人等に対して、当該公共法人等の業務を行うために直接必要であると認められる土地を貸し付けた場合

当該貸付けを行うことが明らかであることを市長が確認した日以後に基準日又は申告期限が到来する特別土地保有税の税額の全部

(5) 前4号の規定に定めるもののほか、市長が特に特別土地保有税を減免することが適当であると認めるとき。

市長が特に特別土地保有税を減免することが適当であると認める特別土地保有税の税額

2 市長が前項第1号から第4号までの規定により減免を行う場合は、次の各号に掲げる事実の確認をした後に行うものとする。

(1) 前項第1号の規定による減免 当該土地又は建物等につき同号に規定する事情のなくなったこと。

(2) 前項第2号の規定による減免 当該土地が同号に規定する用途に供されたこと。

(3) 前項第3号又は第4号の規定による減免 当該土地につき同項第3号に規定する譲渡又は同項第4号に規定する貸付けが行われたこと。

(減免の申請等)

第4条 前条の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする特別土地保有税それぞれについて、当該特別土地保有税に係る申告期限までに特別土地保有税減免申請書（様式第1号）を減免を受けようとする事情に関する事実を証する書面とともに市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による事実の確認を受けようとする者は、当該事実の確認を受けようとする事実が生じた後直ちに事実確認申請書（様式第2号）を当該事実を証する書面とともに市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき減免の申請がなされたとき、及び事実の確認の申請がなされたときは、減免申請書及び事実確認申請書の記載事項並びにそれらに添付された事実を証する書面を審査し、次の各号の規定に従いその処分を決定するものとする。

(1) 第3条第1項各号の規定に該当しないとき。 特別土地保有税を減免しない。

(2) 第3条第1項各号の規定には該当しているが、減免の申請の時には事実の確認ができないとき。 当該事実の確認ができるまで減免の認否に関する決定を留保する。

(3) 第3条第1項各号の規定に該当しており、かつ、減免の申請の時に事実の確認が

できるとき。 前条第1項各号に規定する特別土地保有税のうち当該減免の申請の年度に申告期限が到来するものについて減免する。

2 市長は、前項第2号の規定により減免の認否に関する決定を留保した特別土地保有税に係る土地について事実の確認の申請がなされたときは、事実確認申請書の記載事項及びそれらに添付された事実を証する書面を審査し、次の各号の規定に従いその処分を決定するものとする。

(1) 事実の確認をしたとき。 減免の認否に関する決定を留保していた特別土地保有税の税額の全部について減免する。

(2) 事実の確認ができないことが明らかになったとき。 減免の認否に関する決定を留保していた特別土地保有税の税額の全部について減免しない。

(3) 市長が前2項の規定により処分を決定したときは、市長は遅滞なくその旨を文書で土地の所有者等に通知しなければならない。

(特別土地保有税の納付及び還付)

第6条 前条第1項第1号又は第2項第2号の規定により減免しないとされた土地の所有者等は、当該土地に係る減免しないとされた特別土地保有税を納付しなければならない。

2 前条第1項第3号又は第2項第1号の規定により特別土地保有税が減免された場合において、土地の所有者等が当該減免に係る特別土地保有税を既に納付しているときは、当該土地の所有者等の請求に基づき、市長は当該既に納付された特別土地保有税を還付するものとする。

附 則 (平20・11・28)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特別土地保有税の特例)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第2条の規定を適用する。

附 則 (平29・7・12)

この規定は、決定の日から実施する。

附 則 (令4・6・28)

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。